

入 札 要 領

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 件 名 | シティプロモーション推進事業「観光プロモーション事業 (マスコットキャラクター泉南熊寺郎着ぐるみ製作)」業務委託 |
| 1. 施 行 場 所 | 泉南市内 |
| 1. 郵便入札執行日 | 令和 6 年 7 月 18 日 (木) 午後 4 時 |
| 1. 郵便入札郵送先 | 〒590-0592 泉南市樽井 1 丁目 1 番 1 号
泉南市役所 成長戦略室 プロモーション戦略課 |
| 1. 入札執行場所 | 泉南市 成長戦略室プロモーション戦略課 (市役所本館 1 階) |
| 1. 入 札 資 格 者 | 入札参加資格確認通知書により参加資格「有」と認められた業者 |
| 1. 入 札 保 証 金 | 免除 (泉南市財務規則第 111 条第 2 号による。)
ただし落札者が当市指定の期限内に契約を締結しないときは、落札金額の 3/100 相当額を違約金として徴収する。 |
| 1. 入 札 方 法 | 郵便入札 |
| ○入 札 心 得 | イ. 入札書に必要事項を記入し、記名押印 (入札参加資格申請書に基づく使用印届出印) のうえ入札するものとする。
ロ. 入札要領、入札要項、入札書に記載する日付は、申込日 (入札金額を記載する日) とする。
ハ. 入札書を入れた封筒の表に入札者の所在地、商号又は名称、代表者名及び案件名並びに入札書在中と記入し、封かんの上、封筒裏面を使用 (登録) 印にて封印すること。(入札要領別紙「入札書提出方法及び入札書封筒の記入方法について」を参照)
ニ. 本入札要領、入札要項及び上記ハにおいて封印・封かんした封筒を泉南市役所プロモーション戦略課まで郵便入札執行期日必着にて郵送すること。なお、持参による提出も可とする。
ホ. 一度提出された入札書の引換、変更、取消及び返還を求めることはできない。 |
| ○入 札 書 金 額
記 載 心 得 | 落札者決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。 |
| ○入 札 回 数 | 1 回 |
| ○開 札 | 入札執行の日時及び場所において行う。 |

- | | |
|----------------|--|
| 1. 公正な入札の確保 | イ. 入札参加者は、入札に際し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）その他関係法令に抵触する行為を行ってはならない。
ロ. 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
ハ. 入札参加者は、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。 |
| 1. 落札者の決定 | 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
前項資格者が2人以上に涉るときは、当事者抽選により決定する。この場合において当該入札者はくじを辞退することができない。 |
| 1. 抽選による落札者の決定 | 抽選により落札者を決定する場合、次の日時、場所に入札参加者の代表者または代表者より委任を受けた者の参加により成長戦略室職員立会いのもと、行うものとする。 |
| 1. 抽選日時 | 令和6年7月19日（金） 午前10時 |
| 1. 抽選場所 | 泉南市 成長戦略室プロモーション戦略課（市役所本館1階） |
| 1. 入札無効 | イ. 参加資格のない者のした入札書
ロ. 記名押印のない入札書
ハ. 入札者が連合した入札書
ニ. 金額の訂正、その他記載事項が確認できない入札書
ホ. 同一事項に対して2以上の入札をした入札書
ヘ. 入札者または代理人が他の入札代理人を兼ねてした入札書
ト. 上記に定めるもののほか、入札条件に違反した入札書 |
| 1. 入札の辞退 | 入札に参加する者は、入札の終了するまで、いつでも入札を辞退することができるものとする。この場合、入札前にあつては、入札辞退届を提出するものとする。なお入札を辞退した者は、これを理由として、以後不利益な取り扱いを受けるものではない。 |
| 1. 入札の中止等 | 入札前に天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期または中止する場合がある。 |
| 1. 不調 | 落札該当者がいない場合は不調とする。 |
| 1. 契約の締結 | 落札者は落札後5日以内に本市指定の契約書により契約締結すること。上記不履行の場合は落札者としての権利を失う。
（泉南市財務規則第117条） |

- | | |
|--------------|---|
| 1. 支 払 方 法 | 契約金額の支払いは契約書にもとづき、業務完了後の一括払いとする。 |
| 1. 契 約 保 証 金 | 落札者が過去 2 年間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回にわたって履行した実績のある場合、泉南市財務規則第 127 条の規定により契約保証金免除申請書を提出し、市の承認を受けたうえで、契約保証金を免除できるものとする。 |

上記に該当しない者については、本市と契約を締結するまでに次のいずれかに掲げる保証を速やかに付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社等の保証
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券(履行ボンド)による保証
- (4) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を填補する履行保証保険契約の締結

上記の保証に係る保証金額及び保険金額は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上とする。契約保証金は現金又は銀行保証の小切手で納付すること。

上記保証金は契約の履行を確認した後に還付する。但し、利子は付さない。

- | | |
|----------------|--------|
| 1. 瑕 疵 担 保 期 間 | 契約書による |
|----------------|--------|

- | | |
|------------------------------|---|
| 1. 不正な行為等に
係る損害賠償の
予 約 | 契約の相手方が本市と締結している契約について、独占禁止法に違反したことにより排除措置命令等が確定した場合や刑法の競売妨害罪等の刑が確定した場合については、請負代金額の 20 %に相当する額を違約金として徴収するものとする。 |
|------------------------------|---|

- | | |
|------------|---------------------|
| 1. 適 用 法 令 | 地方自治法、泉南市財務規則他関係法令。 |
|------------|---------------------|

- | | |
|------------|---|
| 1. 貸 与 書 類 | 参考設計内訳書に見積金額を記載すること。また貸与書類はすべて記名押印のうえ入札書と同時に郵送すること。 |
|------------|---|

上記条項並びに現場状況を熟覧の上、入札に参加することを証するため記名押印いたします。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者職・氏名

印